

非商用複製に該当する条件と使用料の計算方法

非商用複製に該当する条件

著作権法の制限規定（第30条、第35条など）を超える利用であり、かつ次のすべての条件を満たす場合に該当します。

- ・教育機関（※）、非営利団体、個人が複製の主体者、かつ申込者であり、非営利目的で製作するものであること。

※文部科学省が教育機関として定めるところ、およびこれに準ずるところ

- ・無償、または製作費の実費以外の対価を得ないこと。

（具体例）

幼稚園、保育園、小中高校、中等教育学校、短期大学、大学、大学院、大学校、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校、専修学校、看護学校など（構造改革特別区域法の定めにより設置される教育機関も含む）

使用料の計算方法

「その他のCD・録音テープ（定価を明示しない録音物）」により算出した使用料の半額となります。

製造数	計算方法
49以下	$400\text{円} \times 50/100 \times \text{管理楽曲数} + \text{消費税相当額}$
50以上	$8.1\text{円} \times 50/100 \times \text{製造数} \times \text{管理楽曲数} + \text{消費税相当額}$ ※小数点以下四捨五入

管理楽曲数は1曲1回の収録時間が5分00秒からは2曲扱い、10分00秒からは3曲、15分00秒からは4曲…となります。

お問い合わせ

[JASRAC 録音・ビデオグラム・出版課](#)